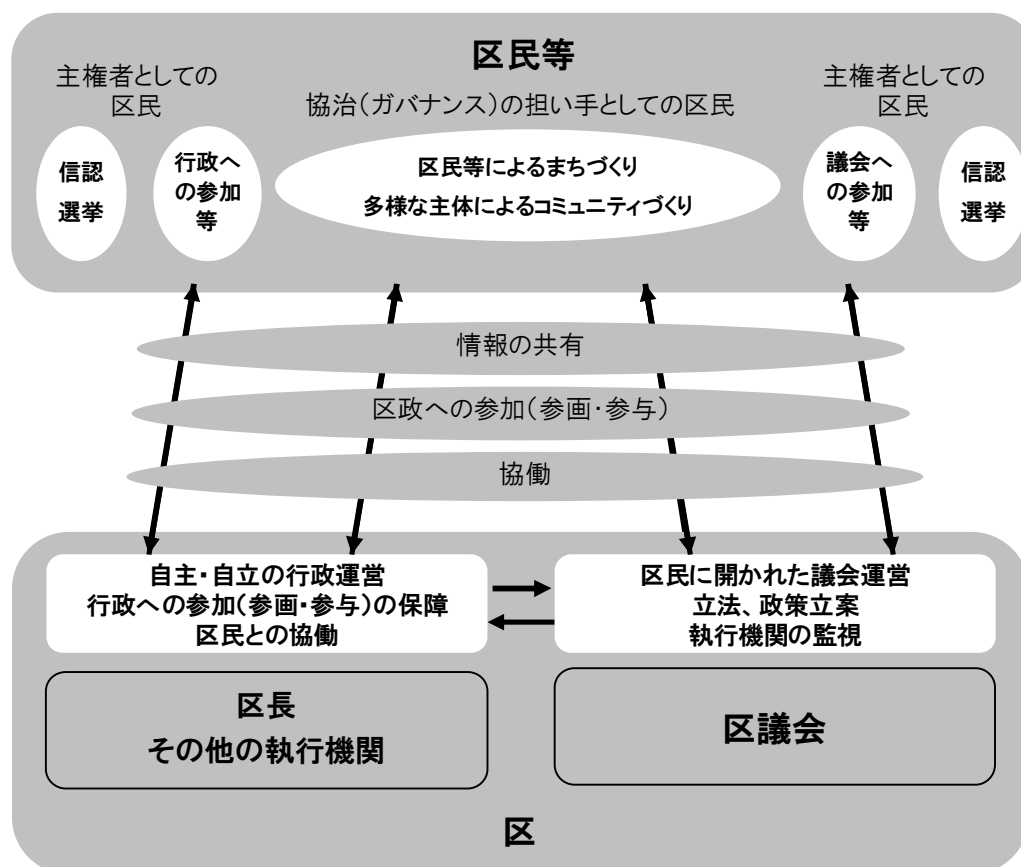


「区（区議会、区長その他の執行機関）の役割」について

1. 協治(ガバナンス)のまちづくりにおける区(区議会、区長その他の執行機関)

- 区は、区民の信認（信託）に応え、適正かつ公正に、自主・自立の区政運営を行う役割を担う。



参考 わが国の政治制度

地域（地方）：二元代表制

- 首長と議会議員をともに住民が直接選挙で選ぶ「二元代表制」では、首長と議会が相互の抑制と均衡によってある種の緊張関係を保ちながら、議会は、首長と対等の機関として、その地方自治体の運営の基本的な方針を決定（議決）することを始め、その執行を監視するとともに、積極的な政策提案などを行う。

国：議院内閣制

- 選挙された議員で組織された国会において指名する内閣総理大臣が内閣を組織し、国会に対して責任を負う「議院内閣制」では、国会において、与野党のバランスの中で政策を議論・立案する。

2. 区議会の役割

- ・ 住民の直接選挙により選ばれた区議会議員からなる議会は、区政の重要な事項について意思決定を図る権能を地方自治法によって保障されている。
- ・ 地方分権の進展に伴い、地方自治体の責任の範囲、条例制定の範囲などが拡大することから、意思決定機関としての区議会の責任はより大きくなっていくと考えられる。

(1) 地方自治法による議会の役割と権限

① 基本的な役割

- ・ 「議決機関」としての自治体の最終的な意思決定
本会議や委員会での質問、質疑等を通して、政策形成過程に参画し、予算、条例等の審議において最終的な政策の意思決定を行う。
- ・ 執行機関の監視
執行機関の行財政の運営や事務処理・事業の実施が、住民全体の立場に立って、すべて適法・適正に、しかも公平・効率的になされているかどうか監視を行う。

② 権限

- ・ 議決権
提出された議案を審議し、表決の結果、得られた議会の意思決定のことを議決という。最も本質的で基本的な議会の権限。(議決を必要とする主なものは「③ 議決事件」を参照)
- ・ 選挙権
議会が特定の地位に就くべき人を選定することで、議長、副議長、仮議長、選挙管理委員及び補充員の選挙を行う。
- ・ 検閲・検査権
執行機関の事務に関する書類及び計算書を検閲し、長又は他の執行機関等に報告を請求して、事務の管理、議決の執行及び出納を検査することができる。
- ・ 監査の請求権
監査委員に対して執行機関の事務に関する監査を求め、監査の結果に関する報告を請求することができる。
- ・ 意見書の提出権
社会公共の利益に関する事件について、議会としての意思を決定し、国会又は関係行政庁（国や都などの機関）に意見書を提出することができる。
- ・ 調査権
一般に「100条調査権」（地方自治法第100条）と呼ばれ、議会が執行機関の事務に関する調査をすることができる。長や他の執行機関に対して質問や資料の提出を求めるほか、選挙人その他の関係人の出頭や証言、記録の提出を請求することもできる。

- ・ 同意権
執行機関が行う特に重要な行為について、執行の前提手続きとして、同意という形で賛成又は異議がないことの意味を表示する。
- ・ 請願・陳情受理権
議会が住民の代表機関として、執行機関の事務や議会の権限に属する事項に関する請願等を受理し、処理する。

③ 議決事件

- ・ 条例を設けまたは改廃すること。
- ・ 予算を定めること。
- ・ 決算を認定すること。
- ・ 地方税の賦課徴収又は分担金、使用料、加入金若しくは手数料の徴収に関すること。
- ・ 条例で定める契約を締結すること。
- ・ 財産を交換、譲渡若しくは貸し付けること。
- ・ 財産を信託すること。
- ・ 条例で定める財産の取得又は処分をすること。
- ・ 負担付きの寄付又は贈与を受けること。
- ・ 権利を放棄すること。
- ・ 公の施設を長期かつ独占的な利用をさせること。
- ・ 自治体が当事者となる審査請求その他の不服申立て、訴えの提起、和解、斡旋、調停及び仲裁に関すること。
- ・ 法律上その義務に属する損害賠償の額を定めること。
- ・ 公共的団体等の活動の総合調整に関すること。
- ・ その他、議会の権限に属する事項

※上記以外にも、条例で議会の議決すべきものを定めることができるとされている。

(2) 協治(ガバナンス)のまちづくりを実現するための議会の役割

- ・ 今日、行政と同様に、議会に関しても情報公開や区民参加等「区民に開かれた議会」であることが求められているが、これらについての考え方は地方自治法等に定められているものではない。

3. 区長その他執行機関の役割

- ・ 住民の直接選挙により選ばれた区長と、その他の執行機関（教育委員会・選挙管理委員会・監査委員）は、地方自治法等により自らの判断と責任において、誠実に区政を管理し、執行する責務を負っている。

（1）地方自治法による執行機関の役割と権限

① 基本的な役割

- ・ 条例、予算、その他の議会の議決に基づく事務
- ・ 法令、規則その他の規程に基づく事務
- ・ これらを、自らの判断と責任において、誠実に管理し、執行する義務を負う。

② 組織原則

- ・ 長の所轄の下に、系統的に組織を構成する。
- ・ 長の所轄の下に、執行機関相互の連絡を図る。
- ・ すべて、一体として、行政機能を発揮する。
- ・ 長は、その補助機関である職員を指揮監督する。

③ 長の権限

- ・ 地方公共団体の統轄と代表
- ・ 事務の管理及び執行
- ・ 議案の提出
- ・ 予算の調製と執行
- ・ 地方税の賦課徴収等
- ・ 決算の提出
- ・ 会計の監督
- ・ 財産の取得と管理、処分
- ・ 公の施設の設定、管理、廃止
- ・ 証書及び公文書類の保管
- ・ 事務の執行 など

（2）協治（ガバナンス）のまちづくりを実現するための区長その他執行機関の役割

① 区長

- ・ 協治（ガバナンス）のまちづくりを実現する前提として、区民に知る権利を保障し、積極的に区政情報を提供する。
- ・ 区民の参画機会の充実に努めるとともに、協働の仕組みを構築するなど、協治（ガバナンス）のまちづくりを積極的に推進する。
- ・ 区民との協働に必要な企画・調整能力を備えた職員の育成・資質向上など、協治・協働の区政を推進するための庁内の環境整備に努める。

② 職員(長の補助機関)

- ・ これまでどおり公共サービスの担い手として、職員一人ひとりが事業の必要性等について説明責任を持つなど、区民からの信頼づくりに努める中、区民全体のために公平かつ公正に職務を遂行する。
- ・ 他の主体と対等な協働の主体であることを認識する中、コーディネート力、コミュニケーション力などの能力を身につけ、区民との情報共有、参加(参画・参与)、協働の推進に努める。

「墨田区協治（ガバナンス）の仕組みづくり検討委員会報告」より

◇ 区職員に求められる意識改革

1. 総合力、コーディネート力、コミュニケーション力などの能力を身につける

協治・協働を進めるためには、事務執行能力のみならず、広く庁内全体を見渡して考え、柔軟に行動する総合力、複数の主体・部署の意見を調整するコーディネート能力が必要となります。また、相手の立場に立ち、独りよがりにならないよう「お役所言葉」を使わないことはもちろんのこと、説明責任をしっかりと果たせる能力を身につける必要があります。

2. つねに情報の発信とキャッチに努める

地域ニーズを的確に把握するためにも、常にアンテナを高く持つとともに、区側からも積極的な情報提供や提案を行い、広く意見を求めることが大切です。また、区民からの意見に対しては、その内容について検討し、積極的に政策形成に活かしていく意識をもつ必要があります。

3. 対話と信頼関係を維持する

積極的に地域に出て、摩擦を避けたり、怖がったりすることなく、対話の機会を持ち、信頼関係を築いていくことが大切です。また、立場の違いを認め合い、お互いの役割を認識して、同じテーブルの上で話し合い、ひとつの結論へと意見をまとめていくことが重要です。

4. 協働や日常の職務に対する体質改善、業務改善を心がける

日常の職務においても、「これは協働で行えないか」、「協働できるパートナーはいないか」など、改善の姿勢を常に保ち、固定観念を捨て、縦割りや前例踏襲の従来のやり方を常に改善するよう心がけることが大切です。協働相手に対しては、常に対等の立場であることを意識し、早期の自立支援段階から良きパートナーとなる段階への移行を心がける必要があります。

③ 区政運営

【区民の視点に立った区政運営】

- ・ 区民の福祉向上のため、区民のニーズを的確に捉え、区民の視点に立ち、公正かつ効率的な行政運営を行う。
- ・ 区政に関する区民等からの意見、提案、要望等について、公正かつ適切に対応して、区政に活用する。

【計画的で効率的、効果的な区政運営】

- ・ 基本構想及び基本計画等に基づき、総合的かつ計画的な区政運営を行う。
- ・ 効率的かつ効果的な区政運営を行うため、行政評価を実施し、それに関する情報を区民に分かりやすく公表する。
- ・ 必要な財源を確保するとともに、最少の経費で最大の効果を挙げる行政運営に努めるため、効率的かつ重点的な行政運営を行う。

【財政運営】

- ・ 健全な財政運営及び合理的な予算執行に努めるものとする。
- ・ 区の財政状況、予算編成の内容及びその過程、執行、決算等について、区民に分かりやすい情報提供に努める。
- ・ 区の財産の保有状況を明らかにし、財産の適正な管理及び効率的な活用に努める。

【組織・人事】

- ・ 社会情勢の変化等及び複数の分野をまたがる課題に対応するため、効率的かつ効果的な内部組織の編成に常に努める。
- ・ 政策形成にあたり先見性と創造性を発揮できるよう、職員の適切な採用及び職員研修体制の充実、評価重視の人事等、その能力の向上に取り組む。

【危機管理】

- ・ 区は、災害などの不測の事態から、区民の身体、生命及び財産の安全を守るため、緊急時の対応と復旧に関する計画を策定するとともに、これを担う体制を整備する。

なお、地方自治・議会／執行機関等について規定する「日本国憲法」「地方自治法」については「参考資料1」、区の役割等について規定する墨田区条例集については「参考資料2」、区（区議会、区長その他の執行機関）に関わるデータ集については「参考資料4」、他自治体の条例事例（⑩議会）については「参考資料5」、他自治体の条例事例（⑪執行機関）については「参考資料6」、他自治体の条例事例（⑫行財政運営）については「参考資料7」を参照のこと。